

大江匡衡の詩文

後藤, 昭雄

<https://doi.org/10.15017/12183>

出版情報 : 語文研究. 31/32, pp.52-62, 1971-10-31. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

大江匡衡の詩文

後藤 昭雄

修士論文の口頭試問の時であつたと記憶する。中村先生は次のようなことを言われた。漢文学をやるには、先ず丁寧に文章を読むことすな。

私はこの時の先生のお言葉を、『論語』顔淵篇に見える、孔子から仁とは何かを教えられた時、顔淵が言つた言葉、「回不敏なりと雖も、請う斯の語を事とせん」と共に想起する。

一

小論は、一条朝の文人大江匡衡の詩筆の特徴を指摘しようとするものである。その特徴と言つても、すべてそのマイナスの側面、すなわち詩文の病癖である。

ここで大江匡衡の詩文を考察の対象とするのは、一つに、匡衡が文章道を菅原氏と二分した大江氏の嫡流であり、一条朝を代表する文人であつたからである。菅原道真が太宰府へ流謫されてより、菅原氏に昔日の盛華をもたらすほどの人はなく、一方、大江氏は、村上朝に維時・朝綱という二人の偉材を輩出し、以後、文章道の主導権は大江氏に握られていた。従つて大江

氏の嫡流である匡衡は、まさに当代における儒門の棟梁の位置にあつた。また、官職も、時代はその悲願にもかかわらず、匡衡に卿相の座を与へはしなかつたが、「式部大輔、文章博士、東宮学士、位は四品に昇り、身は一人に師たり」と行成が述べらる如く（へ返納藤納言行成卿政要状）返報状・本朝文粹巻七）、儒家の顯職を歴任し、さらに天皇・東宮の侍読をも務め、自他ともに許す一条朝の翰林の第一人者であつた。匡衡も自ら言う。

「匡衡、文章を以つて公に奉ずる功、當時に於て他人に異なる。」（申美濃守状・本朝文粹巻六）

その二つに、彼の家集『江吏部集』上中下三巻が、ほぼ完全な形で残されているからである。さらに、その文章も『本朝文粹』に、所収作家中最も多い四十四篇の作品が収められている。

第三の、そして最も大きな理由は、『江吏部集』をやや委細に読む機会が与えられたことである。『江吏部集』を今井源衡先生は、大学院の演習のテキストとして選ばれ、後には、先生を囲む平安文学の研究会へと移されたが、私はその講筵に列なることによつて、『江吏部集』に出会うことができた。

匡衡の詩文をやや読み進んで気付くことは、類似した表現が、その詩文の中に何度か重複して現われることである。

明末清初の大儒錢謙益は、その文章のくせとして、一度述べたことを他の文章でも繰り返しており、それを彼の文章の大病として、黄宗羲が『思旧録』に指摘している^①。このことであるが、匡衡の詩文においても、そうした表現上の病癖を少なからず指摘することができる。

その典型的な現われとして、酷似した文章が反復された例をあげれば、次のような事例がある。

如_レ予者江家釣名、魯魚之疑難_レ決。翰林低_レ翅、梁鴻之恨未_レ休（卷下・於右大丞亭子同賦逢花傾_一盃詩序）

匡衡江家釣名、魯魚之疑未_レ決。翰林低_レ翅、梁鴻之恨更深。

（卷下・陪左相府書閣同賦寒花為客裁詩序）

ともに詩序の末尾の部分である。一体に、詩序の構成は、はなはだ類型的であり、末尾の部分は「如予者」といった傍字を置き、非才を顧みず拙詞を草したという謙遜の辞句で結ぶのを例とする^②。匡衡の場合は、これに不遇の文字が附加されるのを常とするが、それにしても、上引の例は、わずかに数語を入れ換えただけに過ぎず、彼の創作態度の安易さを如実に示すものにはかならない。

これほど極端ではないが、同じ典故をふまえる対句の反復がしばしば見られる。

桓春卿之侍_一五更問、其家百官会。

張子房之為_二卷師_一、其位万户侯。（卷中・75）^③

桓榮五更問。万乘臨幸聯。

張良一卷師。万户功名鑑。（卷中・述懷古調詩）

春卿応_二五更之間_一、万乘臨_二幸其門_一。

子房為_二三卷之師_一、万户豊_二大其賞_一。（文六・申美濃守狀）

右の三組の隔句は、いずれも、桓榮、字春卿が大学の五更となつて明帝に侍講し（『後漢書』桓榮伝）、張良、字子房が兵法一卷を以つて高祖に説き（『史記』留侯世家）、ともに天子の厚い恩顧を得た故事を対偶させた表現である。これらの表現は、言うまでもなく、天皇に近侍し、師礼を以つて遇されたいという匡衡の強い願望を託するものであるが、その典故の用い方も一様であり、その表現も一律である。

なお、とりわけて桓榮の故事は、匡衡の詩文に頻用される。

幸逢_二北闕仁心厚_一、遂使_二春卿礼秩高_一。（卷上・暮春応製）

若用_二父功一_レ応_レ賞_レ子、老榮欲_レ擬昔桓榮。（卷中・近日蒙綸命、点文集七十卷、……以詩慰意）

点文集七十卷、……以詩慰意）

呂望授来文武学。桓榮独遇漢明時。（卷中・第一皇子初詔御註孝經応製詩）

逢遇携来元白集。争教_二匡鼎類_一桓榮。（卷中・於都督大王書齋同賦唯以詩為友詩）

賦唯以詩為友詩）

強仰_二春卿之前跡_一。（卷下・侍宴清涼殿同賦菊是花聖賢詩序）

匡衡所_レ事之主、明天子。漸発_二春卿之榮_一。（卷下・庚申侍宴同賦燕雀相賀詩序）

燕雀相賀詩序）

の諸詩文は、その執拗な繰り返し返し例である。

割_レ鷄。唯愧聚雲劍。折_レ蟬只慙合浦珠。(卷中・冬日於州廟賦詩)

再為_二合浦守_一、去珠耀又円。

更作_二武城宰_一、割_レ鷄名不_レ悛。(卷中・述懷古調詩)

右の二例に見える「割鷄」は、「論語」陽貨篇の

子之_二武城_一、聞_二弦歌_一之声。夫子莞爾而笑曰、割_レ鷄焉用_レ牛刀。

をふまえ、また「合浦珠」は、今は『芸文類聚』宝玉部珠によれば、『謝承後漢書』を引いて次のごとくいう。

孟嘗為_二合浦太守_一。郡境旧採_レ珠、以易_二米食_一。先時二千石貧穢

使_二民採_レ珠、積以自入。珠忽徙去。合浦無_レ珠。餓死者盈_レ路。孟嘗行化。一年之間、去珠復還。

二首の詩は、これらの典故を用いて、ともに匡衡が国守となつたことをいう。

宮漏鷄遲。羌笛怨。商駘鷄警。奮歌閑。(卷上・月露夜方長)

遼城鷄警鳴相和。函谷鷄遲韻暗殘。(卷下・於秘書閣同賦夜深聞

遠雁)

この二例でも「鷄遲」と「鶴警」とが、ともに対語になっているが、「鷄遲」は、周知の、鷄の鳴きまねによって函谷関を通つた『史記』孟嘗君伝の故事にもとづくものであり、「鶴警」

は『芸文類聚』鳥部鶴の「風土記曰、鳴鶴戒_レ露。此鳥性警。至_二八月_一白露降、流_二於草上_一、滴滴有_レ声。因即高鳴相警」によ

る辞句である。

鳳閣鸞台之客、刷_二羽翮_一以影從。

打鉢刻燭之家、蓄_二声華_一以響応。(卷上・於藤少侯書齋同賦明月照積雪詩序)

所_レ率者虎牙蟬冕、策逐_レ日而影從。

所_レ談者鶴勒馬鳴、叩_二疑氷_一而響応。(卷上・登天台即事詩序)

一角五采、影_レ從堯舜之朝。

奇貨浮珍、雲_レ集曾閔之域。(卷中・祝襄同賦孝德本詩序)

黑白衣之雲集、豈唯三州五郡之淺契。

内外戚之影從、抑亦見_二仏闍法_一之大縁。(文十三・為左大臣供養淨妙寺願文)

これらの諸文に用いられた対語の「影從」「響応」「雲集」は、影のごとく従う、響きのごとく応う、雲のごとく集うの意であるが、これは共に賈誼の「過秦論」(『文選』所収)に、「天下雲集して響応し、糧を贏_レうて景從す」とあるのを、適宜に利用したものである。

不下_二偏好_一遊泛、誇_二四海_一之無_レ事也。

不下_二偏好_一眺望、觀_二三農_一之有_レ年也。(卷中・泛大井河各言所懷和歌序)

三農有_レ年。誇_二学稼_一之共熟。

四海無_レ事。嘉_二弁岸_一之不_レ枯。(卷下・重陽侍宴同賦花菊映宮殿詩序)

この二文のように「四海無事」「三農有年」が、常に対句として現われるのは、ともに唐の王維の「奉和聖製重陽節宰臣及群臣上壽、応制」と題する詩の第一聯、「四海方無事、三秋大有

年」を用いたことによる。

夫詩者群德之祖、万福之宗也。動天地、感鬼神、莫先於詩焉。(卷中・冬日於州廟賦詩序)

夫文章者、天地之心、群德之祖、百福之宗、万物之戸也。(文七・返納藤重相行成卿政要状)

于時卿士大夫之侍座者、或相語曰、夫詩者天地之心也。(卷下・重陽侍宴同賦花菊映宮殿詩序)

いずれも文学の本質と効用を述べるが、この相似た表現は明らかに類書を利用したもので、『芸文類聚』雜文部に、「詩緯含神霧曰、詩者天地之心、君德之祖、百福之宗、万物之戸也。」とある。

なお他にも、このように類書を利用することによって、類似した表現を繰り返している例がある。例えば、

濃粧不審南陽月。香氣難傳女兒風。(卷下・菊花未開)

南陽眉壽期千歲。女兒肩隨踏九霞。(卷下・初冬同賦殘菊)

玉露延期携女兒。金風忘曆任南陽。(卷下・奉同菊殘留

秋思)

などはそうであり、いずれも菊を詩題とし、「南陽」と「女兒」とを対語とするが、これは『芸文類聚』葉草部菊に引く「山海經曰、女兒之山、其草多菊。」と「風俗通曰、南陽鄆県、有甘谷。谷水甘美。云其山上大有菊。(後略)」とをあわせて利用したものである。

以上に例示した措辞は、いずれも典故をふまえた対偶であるが、匡衡の詩文には平凡な対偶的措辞の繰り返しも少なからずある。その中で、酷似した対句を反復したものを示せば、次の

ような例がある。

昔西曹始祖菅京兆、行県邑以注風土記。

今東曹末儒江侍郎、思郷貢以興學校院。(卷中・冬日於州廟賦詩序)

彼西曹始祖菅清公者、貞親侍読也。聽乘車出入宮中。

此東曹末儒江匡衡者、長保侍読也。得賜馬進發城外。

(文七・奉行成状)

この二文の隔句では、文章院を東西に分司した西曹菅原氏の祖清公と、東曹大江氏に属する自己とを同じように対比させ、さらに、これに「西曹始祖」「東曹末儒」といった平凡な対偶の形容詞が繰り返されている。なお、「菅京兆」とは、「京兆」は京職の唐名で、左・右京大夫を経た清公を言う。

また匡衡の詩と文章との間には、安易な同工異曲の対句表現も見られる。

承和菅三位、乘車蘭省前。

応和江納言、前席玉辰辺。(卷中・述懐古調詩)

承和之侍読文章博士菅原清公卿者、乘車馬出入禁中。

応和之侍読中納言大江維時卿者、陪帷幄泥近天顔。(文六・申美濃守状)

匡衡がこの詩と文章に言うところは、その奏状に言う言葉を取れば、ともに「聖主明王の文を崇び師を厳にする異賞殊私」を述べたものであるが、その表現の方法は、前の五言詩をそのまま敷衍しただけのものが、後の奏状の密隔向であるに過ぎない。

また発想の上で同趣の表現を繰り返している例もある。例え
ば、

優哉我相府。

薦賢之樂調妙。以政典為琴箏。

養才之菓味濃。以道德為梨棗。

何唯妙舞清歌之悅耳目、綺肴玉饌之堆盃盤而已。(卷上・侍

左相府曲水宴同賦因流汎酒詩序)

卿相四五輩、風月數十人、

酌道德而為酒。豈只越王鳥之頻飛。

味札樂而為肴。豈只吳江魚之細切。(卷上・陪左相府書閣同賦

水樹多佳趣詩序)

の二例はそうである。これは、必ずしもこれまで挙げてきたよ
うな措辞の上での形式的類似ではない。今日の宴が、美酒に酔
い耳目を悦ばせる生理的悦楽だけではなく、むしろ精神的悦楽
をこそ享受させるものであることを、二つの序文は強調する。
これは同じく詩宴の主人の識見を讃える揄揚の辞ではあるが、
このように札樂・道德を以って生理的悦楽に比擬する発想に類
似するものを見るのである。

三

前節で例示したものは、対句表現に関するものであったが、
次には、独立した一句だけの場合について、表現の重複の例を
あげてみよう。

方今朝士大夫陪此座者、僉相語曰、

公孫弘之開東閣、嫌不為累葉補佐之臣、(卷上・陪右親

衛員外垂相亭子同賦秋情月露深詩序)
孫弘閣月集賢士。呂望家風開后房。(卷上・夏夜同賦池台即
事)

左相府者、王佐之重器也。……………

開漢公孫丞相之東閣、携三友而賞風景。(卷下・陪左相府

書閣同賦寒花為客裁詩序)

水瀉石軍三日會。花薰東閣万年盃。(卷上・侍左相府曲水宴同賦

因流汎酒)

洛陽城中有二勝境。本是丞相之甲第也、重閣東閣之榮名。

(卷上・陪左相府書閣同賦水樹多佳趣詩序)

北堂累代三餘學。東閣長男一卷師。(卷中・秋日東閣林亭即事)

匡衡以三毛詩莊子史記文選、奉授天子、以三易筮表翰願文祭

文、發明東閣之旨意。(文七・可被上啓學周明春所望事)

以上の七例は、最初の「右親衛員外垂相」が不確かなのを除い
て、他はともに道長邸における詩宴での作である。いずれも漢
書「公孫弘伝の、弘が封侯丞相となつて、客館を起し「東閣」
を開いて、知識人を招いた、という故事をふまえ、道長を公孫
弘に擬す。そこからさらに、「東閣」一語によつて、道長を指
す。後の四例はそうである。

投竿呂望衛新詔。衣錦買臣到故鄉。(卷中・寬弘七年三月
三十日、遷丹州刺史帰旧国尾州)

明時衣錦昼行客。暗驪彈冠晚達人。(卷中・饒越州刺史赴任)

飛添征棹穿霞思。乱点帰帆衣錦情。(卷下・於員外藤納言

文亨同賦桃浦落船花)

衣。錦。鳴。珂。非。我。事。登。山。臨。水。任。三。君。情。卷下、四月一日見三月尽日春被鶯花送之題、不堪感歎作詩加之

若謂「貧而好書之士不可引車旗」、亦朱買臣豈非「會稽太守」哉。(文六・申備中介狀)

刺史者、當今之恩也。衣錦繼買臣。(文七・奉行成狀)

以上の六例は、微賤の身から出て、後に漢武帝の側近の一人となった朱買臣が、侍講の功によって故郷会稽郡の太守に任ぜられた時、武帝が言った言葉、「富貴にして故郷に帰らざるは、錦を衣て夜行くが如し」と(『漢書』朱買臣伝)を典故とする。匡衡はいずれも国守に任ぜられることとして用いている。

寄言天下懷才者、自愛彈冠莫辭陶。(卷上・暮春応製)

貢禹彈冠臨鏡思。王弘送酒把盃情。(卷上・陪藤原相城北山

莊同賦淡交唯對水)

明時衣錦昼行客。暗耀彈冠晚達人。(卷中・饒越州刺史赴任)

見三百篇之披陳、遇新知而結綬。

聽千九首之昇晋、馮伯契而彈冠者也。(卷中・於都督大王

書齋同賦唯以詩為友詩序)

如遷鶯之呼友。王陽仕以貢禹彈冠。

類採鳳之成文。蕭育進以朱博結綬。(卷下・於右大丞亭子同賦

逢花傾一盃詩序)

以上五例に見える「彈冠」は、漢の貢禹が、朋友の王吉が位にあつた時、自分も出仕しようと冠を弾き塵を払って待つたといふ『漢書』王吉伝の故事にもとづく。なお、後の二篇の序では、「彈冠」と「結綬」とが対偶をなしているが、この「結綬」も

同様な故事で、「綬を結ぶ」とは仕官することをいう。蕭育は若くして朱博等と交友し、世間にその名が聞えていた。そこで人々は、先に王吉、貢禹の例があつたので、「蕭朱、綬を結ぶ。王貢、冠を弾く」と語つたといふ(『漢書』蕭望之伝)。すなわち、後の二例は、前節の例として挙げ得るものでもある。

匡衡居烏台之任五年。未附鳳翼。(卷上・陪員外藤納言文

亭同賦夜坐聽松風詩序)

步鳳閣以刷羽毛。燕雀賀其附鳳。(卷下・於員外藤納言文

亭同賦桃浦落鉛花詩序)

但慙臣附鳳翼以登高。(卷下・侍宴同賦花菊映宮殿詩序)

匡衡拳酒于大王之前、遂巡避席曰、……假羽翼而附鳳。

帝梧之煙枝氏旨。(卷下・陪中書大王書齋同賦寒林暮鳥掃詩序)

この四例における「鳳」あるいは「鳳翼」はすぐれた人物の比喩であり、従つて「附鳳」あるいは「附鳳翼」はその人物につき従つて出世することをいう。『法書』淵齋篇の「攀龍鱗附鳳翼」にもとづく。

韋賢昔学大江公。(卷上・初冬感興)

昔大江公為丞相師。(卷中・餘感不尽更加一首)

昔韋賢之事大江公、敬礼之跡苔老。(文十四・左相府為寂心上

人四十九日修風誦文)

の三例は、漢の大儒で丞相となつた韋賢が大江公に学んだといふ『漢書』儒林伝の故事をふまえる。

敵_レ君魯水壁中簡。(卷上・暮春応製)

如_レ繡魯壁塵中簡。(卷下・秋雁數行詩序)

ともに、『漢書』芸文志の、焚書の後、魯の恭王が孔子の旧宅を壊して「古文尚書」を得たという記事にもとづいて『尚書』をいう。

昔漢高祖之過_レ沛中、賞_二父老_一以_レ擊_レ筑。(卷下・侍宴左丞相東三

条第同賦渡水落花舞詩序)

擊_レ筑後歌豊沛月。(卷下・陪行幸撰政第同賦葉飛水面紅)

前者は寛弘三年三月四日(御堂閑白記)の、後者は永延元年十月十四日(日本紀略)の、一条天皇の東三条第臨幸の詩宴での作である。「左丞相」は道長、「撰政」はその父兼家を指すが、ともにその第宅への天皇の行事を、『史記』高祖本紀の、漢の高祖が故郷沛に立ち寄った典故に比擬している。

幸当_二下問不_レ停滯_一。一字千金万万金。(卷中・匡衡為相府之家

臣、時時備下間有所發明)

一字千金。思_二金谷_一而謝_レ德。(文十四・左相府為寂心上人四十九日

修禪誦文)

この二文は、『史記』呂不韋列伝に記す、呂不韋が『呂氏春秋』を著し、賞金を懸けて賓客を募り、「一字でも増減できる者があれば、千金を与えよう」といった故事に基づき、価値のある文章をいう。

応是旱天霖雨用。君臣合德感_二乾坤_一。(卷上・今年四月一日陰雨、

……以絶句二首題東閣之壁)

触_レ石雲興、旱天作_二霖雨之用_一。(卷上・登天台即事詩序)

これらは、『尚書』説命上の、高宗が傳説に向つて言つた言葉「若し歳、大いに旱せば、汝を用つて霖雨と作さん」をふまえる。

祈奚拳_レ午之意、不_レ能_二地忍_一。(文七・可被上啓拳周明春所望事)

我納言、応_二祈奚之内拳_一。(卷下・於員外藤納言文亭同賦桃浦落船

花詩序)

この二文は、『史記』晋世家の「晋会_二諸侯_一。悼公問_二群臣_一可用者。祁奚拳_二解狐_一。解狐僂之仇。復問。拳_二其子祁午_一。君子曰、祁奚可_レ謂_レ不_レ党矣。外拳不_レ隱_レ仇。内拳不_レ隱_レ子。」によるが、ここでは縁故の者を採用することをいう。

以上、例を挙げてきたように、匡衡は同じ典故を繰り返しその詩文に利用している。

また匡衡の詩文には、特に典故をふまえた語ではなく、彼自身の創作と考えられる語句でも、それを重複して用いる癖が見られる。

詩情縁_レ底大蒸仍_⑥。(卷上・左相府東三条第同賦池水浮明月)

詩情何事太承仍。(卷中・李部大卿述_二沈滯懷_一、敢押本韻)

この二句は、はなはだ不自然な句作りでありながら、酷似する。「縁底」(なんのために)・「何事」(なんぞ)は唐代以降の俗語であり、「承」あるいは「蒸」は「蒸」とあるのが正しく「ここに」と読むきわめて特殊な助字であるが、それらが組み合わされたこの二句は、語句としてはむしろ拙劣である。想像

するに、匡衡はこの句を捻り出して、奇抜なこの表現をひそかに喜んだのであろうが、このような詩句を二度も繰り返したところに、匡衡の作詩能力のほどをかいま見ることができように思われる。

姓。江翁。望。江樓。亦有。便。員外郎遊。外士。亦無妨。(卷上・八月十五夜江州野亭對月言志詩序)

幸到繁華榮耀地。姓。江。學士。任。浮沈。(卷下・同賦花影滿春池)

ここに見られる「姓江翁」「姓江學士」は同様の発想であつて、自分は「江」という字を姓に持っている、あるいは、「江樓を望む」にも都合がいいし、あるいは、その身を江水の「浮沈に任」せうというのである。自嘲を文字上の洒落に託している。

以上、匡衡の詩文には、類似した表現が繰り返し用いられていることを明らかにするために、敢えて挙例に紙幅を費してきた。

当時においては、創造的精神が失われ、類書あるいは作文のための参考書を安易に利用するために、典故の用い方が、また措辞の上でも、著しく類型的・常套的であることが指摘されている。^①

勿論、匡衡もそのような時代風潮からまぬがれることはなかった。しかし、そのような一般の時代風潮によって、上述したような表現上の事象を説明しつくすことは出来ない。

先学の指摘するところは、例えば、一条天皇が道長の東三条第に臨幸して催された詩宴では、序を賦した匡衡だけではなく

道長も伊周もそれぞれの詩において、同じく、この臨幸を漢の高祖が沛に幸したことに比擬しているという点である。

私が見るところでは、匡衡のごとく、一人の詩人が、その作品の中に繰り返し同じ典故を用いている例は他にない。これは、やはり匡衡の創作態度におけるくせに因るところが大きかったと思われる。その意味で、この表現上の特徴は、匡衡の詩文の一病としなければならぬ。

しかしながら、観点をかえれば、例えば、「桓榮」、「衣錦」「彈冠」等の典故の執拗な繰り返し利用に、「用賢」という儒教的政治理念の行われ得べくもない当時にあつて、なおも過去の儒門の栄光を求め続けた匡衡の心情を読みとることができ。彼は自己の家門と儒臣としての能力とを誇り、それによって、自らに相応しい境遇の与えられることを切望した。それが「彈冠」の、受領の職への願望は「衣錦」の、そして卿相の座への夢は「桓榮」の故事の多用となつたのである。

四

ここでは、匡衡の詩文における対句の表現技巧について述べる。もともと対句とは、相対する句の字数が等しく、さらに対応する位置にある語彙の文法的機能が相等しい文章をいう。そして、この文法的対応の上に、さらに相対する辞句の意味的均衡も要求される。一方が規範たるべき經典であれば、それに対応する他方もそれに応ずる意味上の重さをもつものでなければならぬ。

『江談抄』等には、一聯の対句の優劣によって、あるいは畝

慮を動かして榮達の道を開き、あるいは試詩に破れて、死に至るまで痛恨事としたといった説話が記されている。また「類聚句題抄」に収めるものは、すべて対句を以つて成さねばならない律詩の頷聯と頸聯とである。これらの事實は、当時における詩文の享受がもつぱら対句に比重を置くものであつたことを物語る。それだけに、作者の腐心は、いかに妙を得た典麗な対句を作るかにあつたはずである。

にもかかわらず、匡衡の詩文には、上述の対句における意味的均衡の原則を破るものがある。すなわち対句の不整合である。

臣聞。三秋之佳期九重之慶節者、風土伝其美。月令詳其二候。丹茱挿首。尋芳躅於賈佩蘭。黄花蓄詞。叩貴韻於鍾太傅。(卷下・侍宴同賦花菊映宮殿詩序)

「月令」は「礼記」中の一篇であり、「風土」は晋の周處撰の「風土記」で、この二書を対偶とするのは、拙劣な対句表現である。これは、右に引いた文章が「芸文類聚」を利用して作り上げられたことによる。

対句において意味的均衡が要求されるのは、典故をもつ辞句を対偶とする時も同様である。例を挙げれば、

臣道隆言。先瀉丹情之底、敢置玄覽之前。龍渙未収。鶴歎逾切。(文四・為入道前内大臣辞関白表)

という文章では、「龍渙」が「易」渙の「渙、渙其大号。渙王居、无咎」にもとづく表現であり、それに対する「鶴歎」の語も、「易」と等価値をもつ古典「詩経」小雅・鳴鶴の「鶴鳴于九臯声聞于天」にもとづいている如きである。

こうした正格の対句を形成している作を作り得ている。一方で

は、以下に例を挙げるように、不均衡な対句が少なからず散見する。

貞女峽裡施粉黛。大夫松冷著銀魚。(卷上・賦看山有小雪)
「貞女峽」のことは「水経注」涇水注に見える。すなわち「溪水下流歴峽南」出。是峽謂之貞女峽。峽西岸高巖、名貞女山。山下際有石如人形。高七尺、状如女子。故名貞女峽。古來相云、有数女、取螺於此。遇風雨昼晦、忽化為石」とあり、「搜神後紀」にも、これとほぼ同じ文章が見られる。他方、これと対応する「大夫松」は、「史記」封禪書の「始皇上泰山立樹下。風雨暴至、休于樹下。因封其樹、為五大夫。」にもとづく。「史記」と「水経注」にもとづく典故とは、比重の上で不均衡である。

献君魯水壁中簡。

投我綏山盤上桃。(卷上・暮春応製)

「魯水壁中簡」は、前に述べたごとく、「漢書」芸文志にもとづき、「尚書」をいう。一方、これに対する「綏山桃」は、「列仙伝」葛由伝の「……上綏山。山在峨眉山西南、高無極隨之者不_レ得_レ還。皆得_レ仙道。山上有_レ桃。故里諺曰得綏山一桃、不_レ得_レ仙、亦足以豪」をふまえる。この「列仙伝」は、「日本国見在書目録」でも、「雑伝家」の部に収められる性格の書である。

播德音於樂章。還嘲漢室重輪之月。
得扶翼於戚里。誰招高山四皓之霜。(卷中・陪東宮聽第一皇

孫初説御注孝経詩序)

後句は『史記』留侯世家による。すなわち漢の高祖は、呂后の子である太子を廢して、戚夫人の子、趙王如意を太子に立てようと考へた。呂后はなすすべを知らず、留侯張良に助力を乞うた。張良は商山に隱棲する四人の老人を太子の許に招くことを勧めた。

及、燕置酒。太子侍。四人從太子。年皆八十有餘。鬚眉皓白、衣冠甚偉。上怪之、問曰、彼何為者。四人前對、各言一名姓。……上乃大驚曰、吾求公數歲、公避逃我。今公何自從吾兒遊乎。四人皆曰、陛下輕士善罵。臣等義不受辱。故恐而亡匿。竊聞太子為人、仁孝恭敬愛士。……故臣等來耳。上曰、煩公。幸卒調護太子。四人為壽、已畢起去、上目送之。召戚夫人、指示四人者曰、我欲易之、彼四人輔之。羽翼已成。難動矣。

四人の賢人が太子につき従っているのを見て、高祖は廢太子を断念したのである。前句の「漢室重輪之月」は、『古今注』卷中音楽の「日重光月重輪、群臣為漢明帝所作也。明帝為太子、樂人作歌詩四章、以贊太子之德。其一曰日重光。其二曰月重輪。其三曰星重輝。其四曰海重潤」による。『古今注』は普の崔豹の撰で、名物を考證した書である。『見在書目録』では「雜家」に入り、『史記』と對比させ得るものではない。

團碁厭坐隱。投壺罷般還。(卷中・述懐古調詩)

前句は、『世説新語』巧芸篇の「王中郎以團碁是坐隱。支公以團碁為手談。」にもとづくのに対し、後句は、『礼記』

投壺篇の「賓再拜受。主人般還曰辟」をふまえる。經書である『礼記』と小説の『世説新語』とは、典拠の価値基準がそろわない。

四目之為師、巢閣之風儀、庭。

五老之入昂、負凶之龍出、浪。(文三・封冊壽考)

前句「四目之為師」は、『書経』虞書舜典の「月正元日、舜格于文祖。詢于四岳、闢四門、明四目、達四聰。」にもとづき、後句の「五老之入昂」は、『芸文類聚』天部星所引「論語讖」の「仲尼曰、吾聞堯率舜等遊首山。觀河渚。一有五老飛為流星、上入昂」によるが、『書経』が經書であるのに対し、『論語讖』は明らかに讖緯の書である。

但春宮大進、東宮學士、同時為美濃尾張之守。古今希有之事也。共遇天恩。可謂文武之道未墜地矣。在內則銀榜同席、在外亦銅虎接境。(文七・報頼光書)

ここにいう「銀榜」「銅虎」は、それぞれ東宮職・国守に任せられたことをいうが、「銀榜」は、『神異経』(初学記卷十皇太子所引)の「東方東明山有宮。青石為牆。面二門。門有銀榜。以青石碧鏤。題云天地長男之宮。」をふまえ、「銅虎」は、『史記』孝文本紀の「九月、初与郡国守相、為銅虎符、竹使符」による。『史記』が正史の第一であるのに対して、『神異経』は漢の東方朔の撰とされる神怪荒誕の書で、『見在書目録』では「土地家」に排される。

以上、いくつかの例で示したように、本来、対句は語法上の

品詞対応に加えて意味的均衡も要求されるものであるにも拘わらず、匡衡の詩文には、その点でも破綻をきたしているものを指摘できる。

しかしながら、私の調査が他の文人については、未だ十分でないので、断定は控えねばならないが、これは、ひとり匡衡の詩文のみにおける病ではないと思量する。平安朝詩人の作詩文の能力における一つの限界であろう。

五

私は、初めに述べたような理由によって、大江匡衡の詩筆を例として、他国の言語表現を借りて作り出された文学としての平安朝詩文の特徴を、私なりに確かめたいと思っている。上述の外にも正統な漢詩文の規範からは、疑問符を付したい表現を見出し得るが、今は以上の顕著な二つの点を指摘するに止める。

小論が、中村先生のお言葉の「先ず」で終るものとなったことを恥ずかしく思っている。

(注)

- ① 吉川幸次郎「居士としての錢謙益」(吉川幸次郎全集第十六巻、清・現代篇三九頁)
- ② 大曾根章介「平安時代の駢儷文について―文章の段落と構成を中心に―」(『白百合女子大学研究紀要』第三号)
- ③ 詩題は長文のため省略。75は群書類従本に付した通し番号である。
- ④ 「文六」は『本朝文粹』巻六所収であることを示す。以下同じ。

⑤ 「芸文類聚」を利用したことについては、前に、「菊蕊花末開」の詩を例にあげて、金原理氏の指摘がある。「延喜前後の漢詩人の方
法―嶋田忠臣の場合―」(『中古文学』第四号)

⑥ (一)で示したものは、祐徳神社中川文庫本・山口県立図書館本の本文である。

⑦ 川口久雄「平安朝日本漢文学史の研究」第十八章第二節

光島民子「御堂関白記の一考察―文人道長を中心として―」(『女子
大國文』四六号)

⑧ 金原理氏前掲論文参照

本稿は、岡村繁先生の懇篤な御教導を賜わってはじめて成ったものである。ここにそのことを明記し、厚くお礼申し上げる。